

建設工事等における一抜け方式の取扱い (令和2年6月5日改正)

1 目的

埼玉県が発注する建設工事等における一抜け方式の入札は、主として県内企業の受注機会の確保や不可抗力による履行遅延等のリスクを分散化することを目的に実施する。

2 根拠

一抜け方式とは当該方式を適用する一連の入札において、先に落札者（契約者となる者、以下同様。）となった者に対して、落札者決定を受けた入札以外の入札では落札者になれないという制約が先に落札者となった者に課せられる入札であることを予め入札公告等に明示して行う入札である。

このため、当初入札の不調又は不落になった一部入札において、その後の再入札に当初入札の落札者を再入札の落札者としめない制約を当初入札の公告等に明示しない限り、当初入札の落札者に再入札の制約を課すことはできない。

3 対象入札

埼玉県が発注する下記の入札について、一抜け方式を適用することができる。

(1) 建設工事の競争入札

(ただし、建設業法別表第一の上段の種別が同じ入札に限る。)

(2) 建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託の競争入札

(ただし、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿『設計・調査・測量』の申請業務が同じ入札に限る。)

(3) 土木施設維持管理の委託の競争入札

(ただし、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿『土木施設維持管理』の申請業務が同じ入札に限る。)

4 適用できる工事等

一抜け方式は、原則、同時期に発注され、規模・条件等が同程度の工事等でなければ、適用できない。よって、次の要件全てに該当する必要がある。

(1) 同一の発注者による入札。

(2) 同一日に公告又は指名通知（以下「公告等」という。）し、かつ同一日に開札する入札。ただし、同一日に開札しない入札を含む入札であっても、当初の公告等の一部の開札を後日行う旨の記載を行い、かつ当初の公告等に後日開札する入札に係る設計図書等（入札参加者が積算することができる設計図書等）を当初の公告等に掲載する場合に限り、同一日に開札しない入札を含む一連の入札についても一抜け方式を適用することができるものとする。

(3) 一般競争入札の応札可能者、又は指名競争入札の被指名者が概ね半数以上重複する入札。

(4) 建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託の場合は、配置技術者に求める資格が同じ入札。

5 応札参加者数、又は工区数の設定等

一抜け方式を適用する場合は次のことに留意する。

- (1) 一般競争入札においては、一抜け方式を適用する一連の入札のうち最後に開札する入札において、「埼玉県一般競争入札参加条件設定ガイドライン」に定められた応札可能者数を確保すること。
- (2) 指名競争入札においては、一抜け方式を適用する一連の入札のうち最後に開札する入札において、平成26年1月27日入第1216号「競争入札における業者選定の基本的な手法等について（通知）」の別紙1の手法3に定める指名業者数（各部局が定める指名業者数に平成16年3月26日文第22145号総務部長通知による5者程度追加した業者数）を確保すること。
- (3) 道路や河川堤防の除草のように毎年度同様な工事や業務等を発注する場合は、入札参加者が固定しないように工夫すること。
- (4) 一抜け方式を実施する場合、落札者決定までの日数に配慮した適切な工区数を設定する。

6 開札の順番

一抜け方式を適用する入札の開札は、設計金額の高い順に開札することを基本とする。

7 設計金額の公表

設計金額が事前公表と事後公表のものが混合した入札を一抜け方式で実施する場合、それぞれの設計金額に応じて設計金額を事前公表又は事後公表とすること。

8 一抜け方式における入札の不調、不落等の取り扱い

- (1) 入札の不調、不落に伴う再入札において当初入札に係る契約者に制約を課す場合は、必ず次の内容を入札公告に記載すること。

＜記載例1＞【入札公告の「落札者の決定方法」欄に記載する。】

一抜け方式における一部の入札が不調又は不落等によって落札者が決定しない場合、落札者が決定しない入札をこの公告と別の公告又は指名通知によって後日行うことがある。

この場合、この公告の入札に係る契約者は後日行う入札（この公告において落札者が決定しない入札 以下同様。）の落札者になることができない。

なお、後日行う入札においては、上記を公告又は指名通知に記載する。

- (2) 上記（1）を適用し、先の入札に係る契約者に対し落札者決定の制約がある入札を後日行う場合は、当該入札の公告又は指名通知にその旨を必ず記載すること。

＜記載例2＞【入札公告の「入札の無効」欄、又は指名通知に記載する。】

平成〇〇年〇月〇日に公告した入札公告の入札対象工事－〇又は－□の契約者がした入札は無効とする。

9 一般競争入札(事後審査型)の入札参加資格審査の迅速化

必要に応じて先に開札した工区の落札者を決定する前から、それ以降に開札する工区について落札候補者になる可能性がもっとも高い者に対し入札参加資格審査を行う場合は、その旨を入札公告に記載すること。

＜記載例＞【入札公告の「落札者の決定方法」欄に記載する。】

落札者決定までの日数を短縮するため入札対象工事－2（以降）の入札参加資格審査は、当該工事より先に開札した工事の落札者を決定する前から行う。

この場合、入札対象工事－2（以降）の入札参加資格審査の対象者は当該入札の開札時点でもっとも落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者と見なす。

このため入札対象工事－2（以降）の入札参加資格審査の対象者は、当該工事より先に開札した入札の落札者決定の結果によっては落札候補者でなくなる場合があることを予め承知して入札参加資格審査に必要な資料を提出すること。

※ （以降）は入札対象工事が3工区以上ある場合に記載する。

10 公表

この取扱いは公表する。

11 適用日

- (1) 令和2年6月8日以降に公告又は指名通知する競争入札に適用する。
- (2) 上記にかかわらず、令和2年6月7日までに公告又は指名通知した競争入札については、従前の例による。